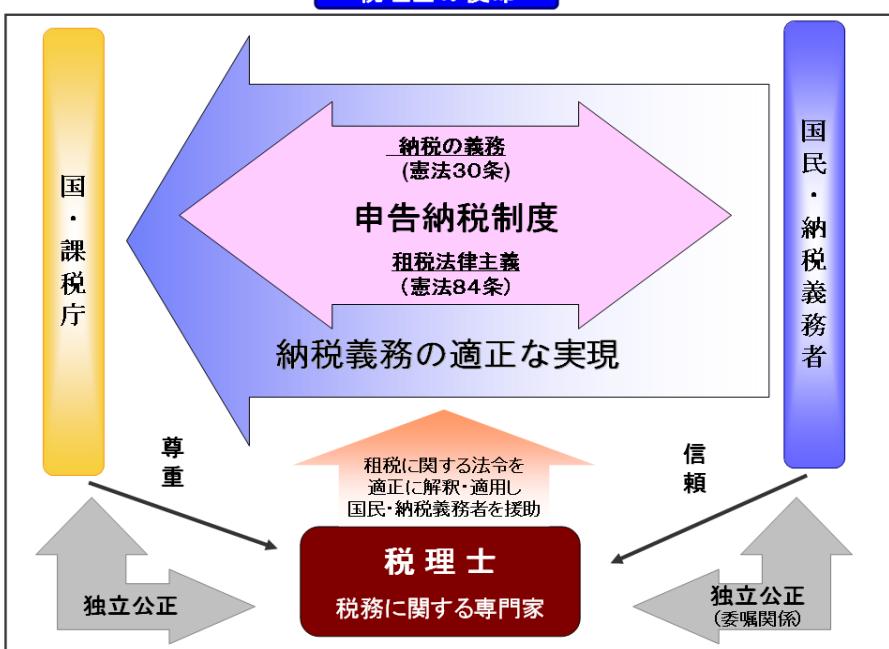


# 中小企業支援に係る取組み

日本税理士会連合会  
専務理事 中村 一三

# 税理士の使命、業務(1)

第1条

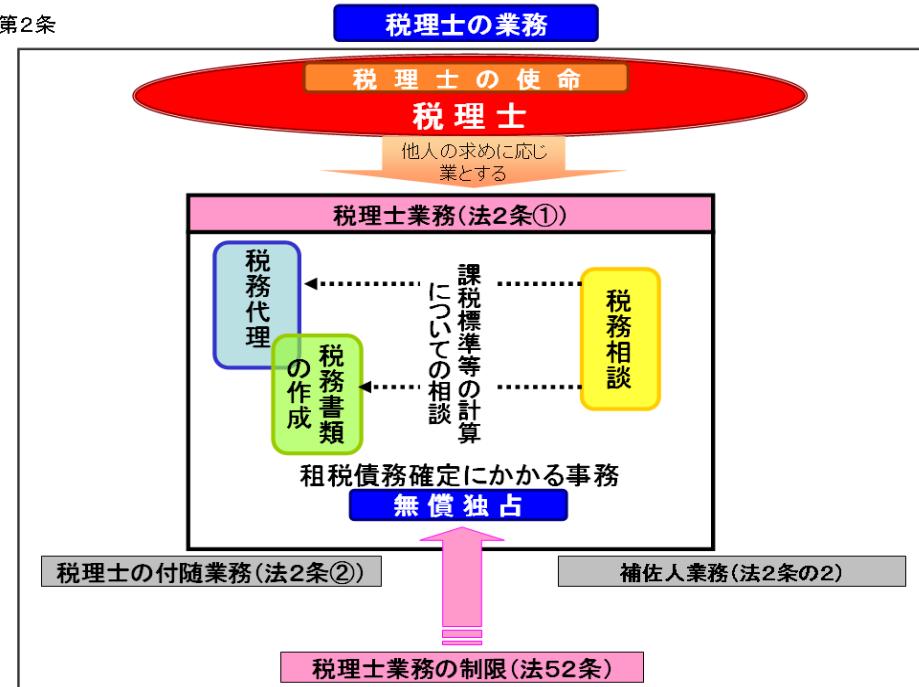


税理士は

- ① 税務に関する専門家として、
- ② 独立した公正な立場において、
- ③ 申告納税制度の理念にそって、
- ④ 納税義務者の信頼にこたえ、
- ⑤ 租税に関する法令に規定された  
納税義務の適正な実現を図ること

を使命とする。

第2条



◆税理士業務(法2条1項)  
税理士の独占業務(法52)  
⇒ ・税務代理 ・税務書類の作成 ・税務相談

◆税理士の付随業務(法2条2項)  
⇒ 税理士業務に付随する  
・財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、  
その他財務に関する事務

◆補佐人業務(法2条の2)

◆その他の法律による業務  
⇒ 普通地方公共団体の外部監査、現物出資等における財産  
の価格の証明、会計参与制度、政治資金監査制度、経営  
承継法における固定合意価額の評価者

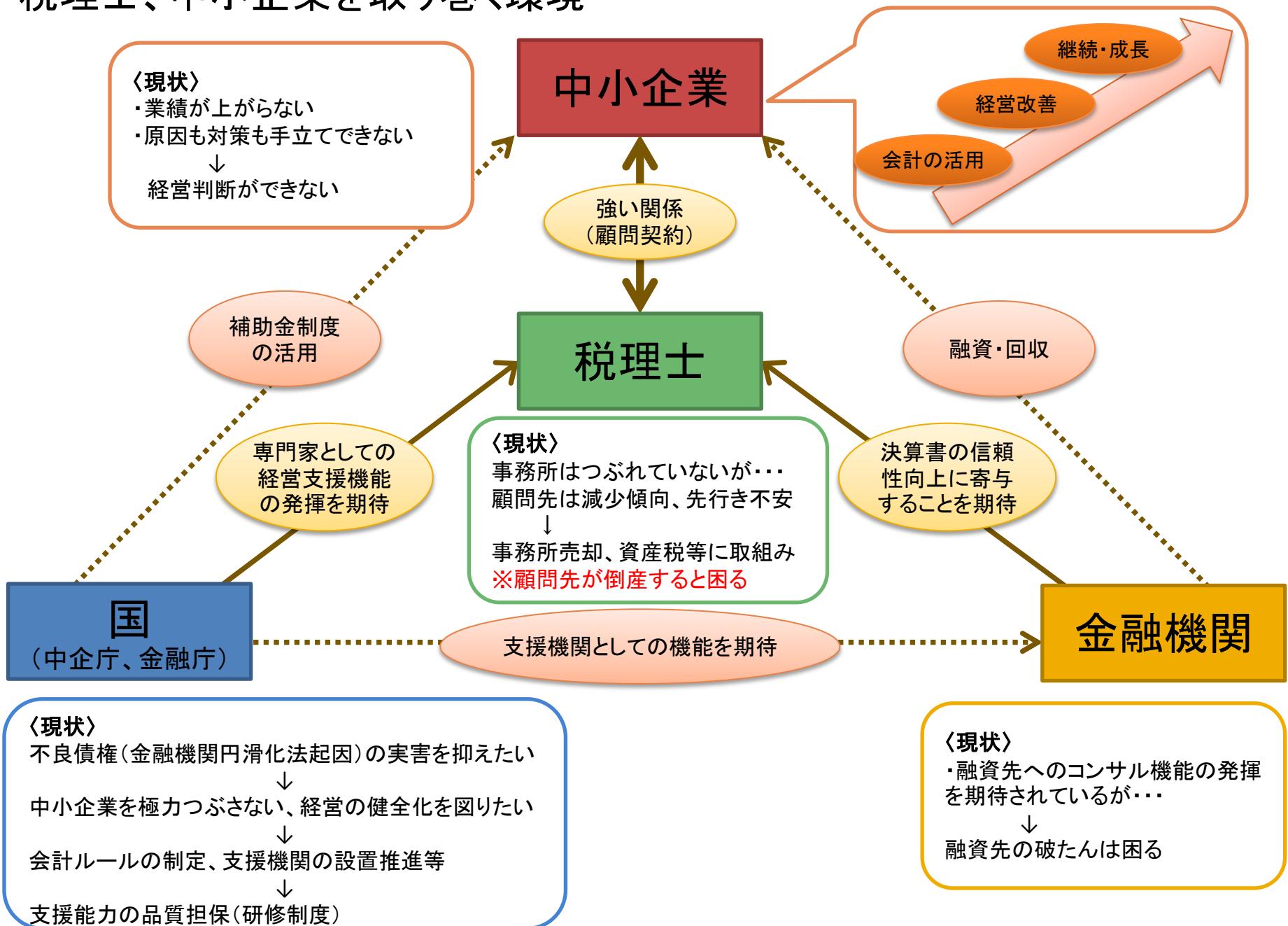
# 税理士の使命、業務(2)

	使命	業務
税理士法	(税理士の使命) 第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。	・税務代理、税務書類の作成、税務相談 ・財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する事務 ・補佐人業務
弁護士法	(弁護士の使命) 第1条 弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。	・訴訟事件、非訴訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務 ・弁理士及び税理士の事務
公認会計士法	(公認会計士の使命) 第1条 公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。	財務書類の監査または証明

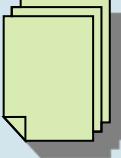
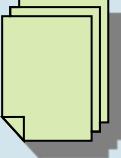


- ・各々異なる使命を持つ専門職業家
- ・税理士は、我が国唯一の「税務に関する専門家」  
(申告納税制度の維持発展、国家財政の基盤を確保するうえで極めて重要な制度)
- ・併せて「会計の専門家」でもあり、社会からの期待・要請は拡大傾向

# 税理士、中小企業を取り巻く環境



# 中小企業の会計ルール・会計参与の状況

	基礎	第1段階	第2段階	第3段階
インセンティブ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証料割引</li> <li>・国の各種施策とリンク</li> <li>・金融機関の融資</li> </ul> <p>国が力を注いでいる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の融資</li> <li>・政策金融公庫の融資</li> </ul> <p>インセンティブが少ない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関の融資</li> </ul>
特徴		<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の多様な実態に配慮</li> <li>・自社の把握に役立つ会計</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業が拠ることが望ましい会計</li> <li>・一定の水準を確保</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の役員として設置</li> <li>・中小会計指針に基づいた決算書</li> <li>・専門的な知識に基づくアドバイス</li> </ul> 
効果		<ul style="list-style-type: none"> <li>・決算書の信頼性向上</li> <li>・会社の実態の把握</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対外的な信用力向上</li> <li>・経営改善(内部統制等)</li> </ul>

# 日税連の対応(中小企業対策特別委員会の設置)

## 日税連の動き

### ◆平成24年度まで

- ・中小会計指針、中小会計要領、会計参与制度の普及活動、中小企業支援施策にも対応
- ・しかし、複数の部署により対応していたため、情報共有・連携が不足

### ◆平成25年度 中小企業対策特別委員会の設置

#### 中小企業対策特別委員会 《所掌事項》

- (1)会計参与制度の普及推進、業務水準の確保
- (2)関係官庁、金融機関及び信用保証協会等と連携
- (3)「中小企業の会計に関する指針」及び「中小企業の会計に関する基本要領」(これらのチェックリストを含む。)の調査研究、普及

これにより、中小企業施策の窓口を一本化しワンストップで対応するとともに、全国にある15税理士会で情報共有

- ・「会計の適正化(中小会計要領、中小会計指針、会計参与の普及)」を中小企業支援の一環と位置付け
- ・中小企業が抱える「ヒト、モノ、カネ」に係る問題をトータルで検討

## 国の動き

### ◆中小会計要領の施行(平成24年2月)

- 中小企業に一定レベルの会計が求められる新たな時代
- 平成18年に会計参与制度が創設されたものの、革新的な効果はまだ発揮されていない…

### ◆中小企業の経営支援のための政策パッケージ

(平成24年4月)

- ・金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ・地域における事業再生支援体制の抜本的強化
- ・経営改善、事業再生を支援する諸施策の推進

### ◆中小企業経営力強化支援法の施行(平成24年8月)

- ・認定支援機関制度の創設、行政による研修会の実施
  - 税理士、金融機関を中心に認定数増加傾向
  - 研修内容(=国が期待する役割?)は経営分析、経営計画策定

### ◆日本再興戦略(平成25年6月)

### 産業競争力強化法(平成25年10月)

- ・新事業の創出、創業等の支援(開・廃業率10%)
- ・中小企業の経営改善・事業再生の支援強化等

# 中小企業支援施策の問題意識、活動、目標

## ◆今後の取組み

中小企業施策の2つ側面の対応

- ①創業等支援
- ②経営改善等支援事業

	事業DD	財務DD
大規模	○	○
中規模	△	○
小規模	×	○

税理士の  
顧問先

### ①創業等支援

創業塾のかかわり方についての関係機関との調整、ミラサポ及び地域プラットホームの税理士会としての対応、創業支援に対する研修などの課題

### ②経営改善等事業

金融機関との良好な関係の構築、事業DD,財務DDの専門家派遣に対する税理士会の対応、研修内容及び研修方法など研修制度の中小機構との調整などの課題

※税理士は財務DDの専門家、税理士の主な顧問先である小規模会社については、実感としてほとんど事業DDを必要としない…

## ◆当面の活動

### ・情報収集、現状把握

→ 関係官庁、中小企業団体等、金融機関、再生支援協議会(経営改善支援センター)、関係士業団体等とのコミュニケーションの充実

### ・問題点の確認

→ 現行施策の問題点の解決策の検討・提示  
→ 新たな施策の提案

## ◆目指すところ

適正な「会計」(財務情報)を活用した経営の実現  
(正しい決算書 → 会社の実態把握 → 戦略的な経営計画)

# 〈参考〉平成24年度税務支援事績

	従事税理士人数(延人数)				指導納税者数(実数)				
	税理士会員数 (平成25.3.31現在)	独自事業	受託事業	協議派遣事業	合 計	独自事業	受託事業	協議派遣事業	合 計
東京	21,076	3,888.0	12,568.0	3,706.5	20,162.5	8,891.0	325,553.0	39,507.0	373,951.0
東京地方	4,710	817.0	5,675.0	1,909.0	8,401.0	4,767.0	119,457.0	20,027.0	144,251.0
千葉県	2,416	295.0	3,589.0	939.5	4,823.5	1,810.0	72,525.0	7,103.0	81,438.0
関東信越	7,221	5,522.3	12,191.5	4,322.5	22,036.3	4,352.0	10,273.0	68,359.0	82,984.0
近畿	13,974	2,172.0	17,114.0	4,473.0	23,759.0	7,941.0	264,751.0	54,501.0	327,193.0
北海道	1,925	903.0	3,248.0	708.5	4,859.5	2,624.0	28,674.0	20,334.0	51,632.0
東北	2,610	947.0	2,468.5	2,242.0	5,657.5	3,619.0	1,473.0	57,709.0	62,801.0
名古屋	4,304	1,778.0	5,018.0	1,482.0	8,278.0	1,526.0	121,793.0	10,206.0	133,525.0
東海	4,269	1,422.0	6,662.0	3,688.0	11,772.0	2,264.0	45,515.0	33,679.0	81,458.0
北陸	1,355	141.5	2,464.0	729.0	3,334.5	928.0	27,649.0	13,954.0	42,531.0
中国	2,977	929.0	4,194.2	2,050.0	7,173.2	1,969.0	68,832.0	39,892.0	110,693.0
四国	1,552	248.0	2,796.0	1,106.0	4,150.0	231.0	22,110.0	18,687.0	41,028.0
九州北部	2,988	249.0	4,448.0	9,350.0	14,047.0	1,217.0	78,614.0	75,839.0	155,670.0
南九州	1,987	1,582.0	3,695.0	1,975.0	7,252.0	2,884.0	67,166.0	31,091.0	101,141.0
沖縄	361	6.0	517.0	37.0	560.0	514.0	9,233.0	1,712.0	11,459.0
合計	73,725	20,899.8	86,648.2	38,718.0	146,266.0	45,537.0	1,263,618.0	492,600.0	1,801,755.0
対前年比 増減	1.80%	6.20%	-11.76%	-1.11%	-6.86%	-34.62%	-7.54%	3.41%	-5.80%

※1 名古屋「指導納税者数(実数)」の「受託事業」には一部東海会の事績を含む。